

きびしん貯蓄預金

【2021年12月1日現在】

1. 商品名(愛称)	●貯蓄預金
2. 販売対象	●個人の方のみ
3. 契約期間	●期間の定めはありません。
4. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位 ④最低維持残高	●随時預入 ●1円以上 ●1円単位 ●10万円
5. 払戻方法	●随時払戻しできます。
6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	●変動金利 ●金額階層別金利体系となっています。 ①10万円未満 ②10万円以上30万円未満 ③30万円以上100万円未満 ④100万円以上300万円未満 ⑤300万円以上 ◎①については、普通預金金利となります。 ●店頭表示の利率とします。 ◎原則として、毎週1回、火曜日に変更する。(休日の場合は翌営業日)ただし、市場金利の情勢によっては随時変更します。 ●毎年3月と9月の利息決算日(第2土曜日)に、前回利息決算日の翌日から今回利息決算日までの利息を算出し、利息決算日の翌日に入金します。 ●毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算します。
7. 税金	●利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	●キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。(詳しくは手数料一覧をご覧ください) ●未利用口座手数料の対象となった口座については、当金庫所定の手数を徴求します。
9. 付加できる特約事項	●キャッシュカードの発行ができます。 ●普通預金との間で資金を移動させるスイング(自動振替)サービスの取扱いができます。 ●マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	●ございません。
11. 金利情報の入手方法	●金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。

	●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。
13. その他参考となる事項	●給与、年金、配当金等の自動受取及び、公共料金等の自動支払ができません。《ご注意ください》 ●総合口座契約はできません。《ご注意ください》 ●預入、払戻において、ご本人の確認書類が必要となります。 ●キャッシュカードの発行時において、ご本人の確認書類が必要となります。 ●通帳式のみとなります。 ●預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

吉備信用金庫